

大和市公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画の決定案を作成したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年5月7日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画

下鶴間山谷南地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市下鶴間字乙三号地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課

4 縦覧期間

平成30年5月7日（月）から同月21日（月）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。